

(27) スマート農業導入緊急対策支援事業補助金	
【担当部署】 農林課農政係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図りつつ、密を避け作業大系の早期転換を図るため、スマート農業技術の導入に係る経費に対して補助し、農業経営の安定と向上を図ることを目的とする	
【補助対象者】 ・町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者 ・スマート農業技術の導入に係る下記の経費について対象する ○農業用ドローン導入に係る経費 ○GPS ガイダンス装置及び自動操舵装置等の導入に係る経費。ただし、トラクター等に係る経費は除く	
【補助金額】 ・補助率は、対象事業費の25%以内とする。 ・補助金額は、1農家50万円以内（単年度）を限度とし、円未満を切り捨てとする。 ・リース契約による導入の場合はリース期間総額を補助対象経費とする。ただし、維持費、手数料等は含まない	
【実施期間】 令和4年度	
【申請に必要なもの】 ・補助金交付申請書（別記第1号様式） ・実績報告書（別記第2号様式） ・必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
【備考】	